

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第16回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016年4月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 重要なインフラに関する外国投資規制の厳格化

制定以来40年ぶりの大改正が行われた外資買収法（Foreign Acquisition and Takeovers Act）が昨年12月1日より施行されていますが、さらに今年3月31日より州・準州政府が所有する重要なインフラ資産に関する投資規制を厳格化する改正が行われました。

オーストラリア外資審議委員会（FIRB）は、外国からの一定の投資行為を審査し、国益に反すると判断した場合は、投資に条件を課したり、投資の不許可などを命じることができます。本改正までは、州または準州政府の所有する資産に投資を行う場合は、例外的にFIRBによる審査は不要とされていました。

本改正により、州・準州政府所有の重要なインフラ資産を対象とした投資もFIRBの審査対象となります。この「重要なインフラ資産」には、公共インフラ（空港・港湾施設、交通インフラ、電気・ガス・水道施設など）、道路・鉄道、通信ネットワーク・インフラ、原子力施設などに関連する権利を内容とする土地や事業資産が該当します。

今後、FIRB審査が予定される重要なインフラ資産の民営化のケースとして、メルボルン港やフリーマントル港の応札、電力供給会社アウスグリッドの買収などが挙げられており、審査の行方が注目されます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 「当事務所の特長」ビデオ



### iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の  
ソーシャルメディア公式アカウント



## その他の注目のトピック

---

### 「パナマ文書」を受けて採るべき対応

租税回避地であるパナマの法律事務所から流出した「パナマ文書」を受け、オーストラリア国税局（ATO）は、パナマ文書から特定される800を超える納税者に対し調査を開始したと報じられています。このような税務への注目に加え、事業活動で租税回避地を利用している場合、オフショア資産の保有により課せられうる会社法上の通知義務やマネー・ロンダリング規制の遵守などの観点から、コーポレートガバナンス体制が適切に確立されているのか、改めて見直すことが重要でしょう。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 物品リースの設定に注意！－担保権の登録がないとして貸主の所有権が対抗できなくなった裁判例

動産担保法（Personal Property Securities Act 2009（PPSA））では、定期的にリース事業を行っている者が、1年以上の期間の物品のリースを行う場合、担保権が設定されたものとみなされ、対抗要件として担保権の登録が必要となります。もしこの登録を怠り、借主が倒産・清算した場合、貸主はリースした物品の所有権を対抗できず、優先権のない担保権者として扱われるリスクがあります。「事業全体からすればリース事業は小規模で定期的なものではない」と主張する貸主が、担保権の登録なしにガスタービンのリースを行い、借主が清算した事案において、近時のニューサウスウェールズ州の最高裁判所は、定期的にリース事業を行っている者による物品のリースであると判示し、その結果、貸主はガスタービンの所有権を対抗できなくなりました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### インフラ開発における Value Capture の活用

連邦政府のプロジェクト担当大臣が「連邦政府が、今後州政府に対しインフラ開発の財政支援を行うにあたり、その受給資格として Value Capture 方式の採用を要件とする可能性がある」旨に言及したことから、インフラ開発における Value Capture に注目が集まっています。Value Capture とは、例えば、政府による公共的なインフラ開発により、隣接する土地の価値が増加するという「たなぼた」的な利益を得る者に対し、公正な開発負担を求めるという考え方です。この Value Capture について、具体的なプロジェクト例を踏まえて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 金融商品のデジタル・アドバイスに関する規制ガイダンスのコンサルテーションペーパー公表

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、金融商品に関するデジタル・アドバイスに関する規制ガイダンスのコンサルテーション・ペーパーを公表しました。この「デジタル・アドバイス」とは、最近注目を浴びているフィンテック（FinTech）の一分野であり、自動で投資助言サービスを提供するロボ・アドバイザーなど、アルゴリズムや IT を活用した投資支援サービスを指します。ペーパーでは、適用対象となる金融サービス業ライセンス保有者（Australian financial services licensees）が備えるべき人的要件や、アルゴリズムのモニタリング指針などが提案されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 消費者保護法の見直しに関するイシューペーパー公表

オーストラリア・ニュージーランド消費者問題委員会（CAANZ）は、消費者保護法令の見直しに関するイシューペーパーを公表しました。ペーパーでは、法令がイノベーションや経済・技術の変化などに柔軟に対応できているか、法令のフレームワークにおいて消費者保護と事業者規制との間の適切なバランスが保たれているか、などといった項目が検討されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 食品の原産国表示規制の改正

連邦・州・準州政府の消費者問題を担当する省庁間で、食品の原産国表示規制を改正する合意がなされ、2016年7月1日からの施行が予定されています（なお、事業者には、移行のための2年間の猶予期間が設けられています）。新たな表示規制では、スナック菓子類や飲料などの「非優先食品（non-priority foods）」や例外事由に該当しない限り、分かりやすい図画とともに原産国、加工国、包装国などの説明を記載しなければなりません。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 1. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16

---

日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪EPA締結に続きTPPが大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点～1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 (「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4)

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました(共著)。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施

---

行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

---

## 2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015 年 11 月・12 月号）

The Association for Real Estate Securitization (ARES)（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事は[こちら](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 3. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向（「石油・天然ガスレビュー」2015 年 5 月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015 年 5 月 Vol.49 No.3 は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 4. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014 年度版）

2013 年 12 月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

---

## 5. オーストラリア会社法概説（信山社 2014 年 8 月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の実務にも活用できるよう、実務面もカバーしています。

---

## 6. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 （ジュリスト 2014 年 4 月号～6 月号）

有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回ではオーストラリアの投資規制の概要とその近況について、第二回ではオーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、第三回ではオーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について、それぞれ紹介しています。

---

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



ロイヤー 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 八郷智之  
直通電話：02-9353-5722  
メール：[thachigo@claytonutz.com](mailto:thachigo@claytonutz.com)



ロークラーク 樋口彰  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ahiguchi@claytonutz.com](mailto:ahiguchi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
木内理恵子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[rkiuchi@claytonutz.com](mailto:rkiuchi@claytonutz.com)

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。